

# 平成10年度地下水の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、地下水の水質の測定に関する計画を定める。

## 1 調査の種類

### (1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する。

### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により、環境基準項目または要監視項目が検出された場合、その汚染範囲等を確認するために実施する。

### (3) 定期モニタリング調査

汚染地区を継続的に監視するなど、経年的な変化を把握するために、定期的に実施する。

### (4) 定点監視調査

地下水質の経年的な変化を把握するために実施する。

## 2 調査地點

調査は概況調査60地点、定期モニタリング調査85地点および定点監視調査2地点において実施する。

なお、定期モニタリングの4地点では、概況調査を兼ねて汚染物質以外の項目も調査する。

また、汚染井戸周辺地区調査は汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。

	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査	定点監視調査
調査地区数	60	汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。	25	2
調査地点数	60		85	2
調査回数	2回/年		2回/年	2回/年
調査機関	福井県	福井県	福井県	建設省

## 3 調査方法

### (1) 調査地点の選定

#### ① 概況調査

昭和48年行政管理庁告示第143号に定める基準地域メッシュの標準地域メッシュ第1次地域区画コードを基準に、その区画内を4等分した区画(5kmメッシュ)を調査対象区域とし、その区域内の地下水の利用状況、人口分布および工場・事業場等の立地状況等を考慮し、井戸を選定する。

なお、選定にあたっては、調査対象区域をさらに1kmメッシュに細分し、主として平成2年度に概況調査を実施した井戸の再調査を中心に行う。

#### ② 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸を中心としておおむね2km<sup>2</sup>において必要な地点を選定する。

#### ③ 定期モニタリング調査

汚染区域内においておおむね5地点を選定する。

- ④ 定点監視調査  
継続的な監視が可能な地点を選定する。
- (2) 調査期間  
調査は平成10年4月から平成11年3月までとする。
- (3) 調査回数  
概況調査、定期モニタリング調査および定点監視調査の調査回数は年2回とする。  
汚染井戸周辺地区調査は地区ごとに年1回とする。

#### 4 採取方法

試料は、十分な揚水（地下水の水温が一定）後、採取する。なお、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物用試料については、共栓付きガラスびんを使用して泡立てないよう静かに採取し、気泡が残らないよう満水にして密栓する。

#### 5 測定項目

測定項目は調査の種類ごとに下記に掲げる項目とする。

- (1) 概況調査
- ① 環境基準項目  
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン
- ② 要監視項目  
フタル酸ジエチルヘキシル、ほう素、フッ素、ニッケル、アンチモン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- (2) 汚染井戸周辺地区調査
- ① 環境基準項目  
概況調査等により汚染の確認された項目およびその分解生成物について調査する。  
なお、分解生成物とは、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどが地中で物理化学的作用や微生物の分解作用等を受けることにより生ずるおそれのある物質で、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレンおよびトランス-1, 2-ジクロロエチレン等の物質をいう。
- ② 要監視項目  
概況調査により汚染の確認された項目について調査する。
- ③ 解析項目  
Mアルカリ度、塩素イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオンおよびその他項目等の地下水の流向等を解析するために必要な項目について調査する。
- (3) 定期モニタリング調査  
汚染井戸周辺地区調査により汚染の確認された項目およびその分解生成物について調査する。
- (4) 定点監視調査
- ① 環境基準項目  
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン
- ② 要監視項目  
クロロホルム、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオノン、ダイアジノン、フェニトロチオノン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、E P N、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン

## 6 測 定 方 法

測定方法は「別表3」に定める方法とする。

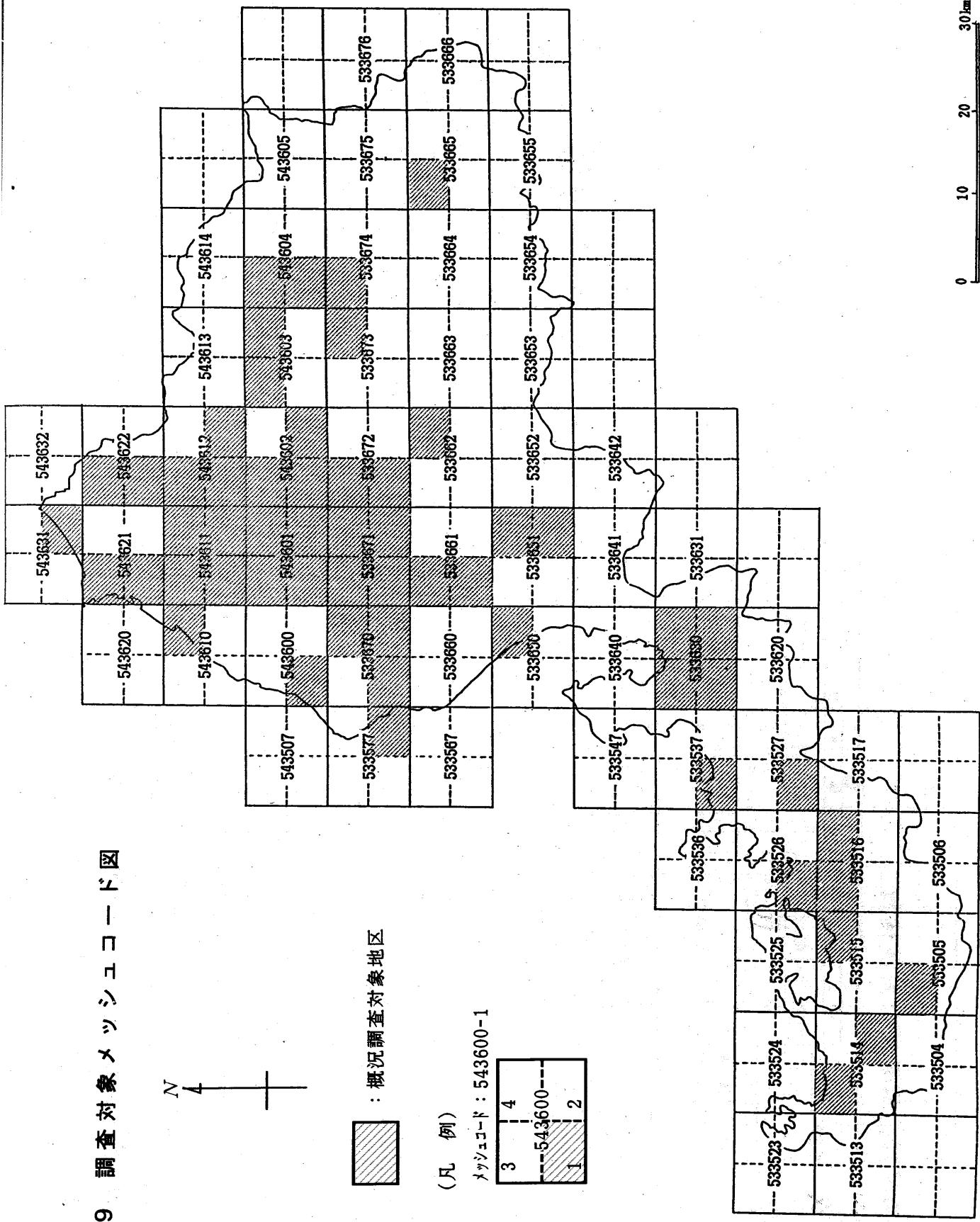
## 7 調 査 担 当 機 関

本調査は福井県および建設省近畿地方建設局が担当する。

## 8 報 告

- (1) 調査の報告は、「別表4」の様式により毎月まとめて、翌月の末日までに福井県県民生活部 環境政策課長（以下、環境政策課長という。）に報告するものとする。
- (2) 環境基準項目および要監視項目で「別表3」に示す報告下限値を超える値が検出された時は、直ちに環境政策課長に報告するものとする。

## 9 調査対象メッシュコード図



10 地域別・調査項目別検体數

注) 定期モニタリング地区における武生市の2地点、鯖江市の1地点および高浜町の1地点を兼ねて汚染調査を実施するため、地点数の合計は  
 $60 + (85 - 4) + 2 = 143$ 地点となる。

# 11 概況調査

調査担当	調査地點	調査月	調査項目												合計		
			環境基準			要監視項目			環境基準項目			要監視項目			要監視項目		
概 福	201-022 福井市 533672-3 5, 11		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22	22	
	201-023 " 543601-2 "		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	33	
	201-024 " 543601-3 "		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	33	
	201-025 " 543601-4 "		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	33	
	201-026 " 543602-1 "		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	33	
	201-028 " 543610-4 "		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22	22	
	201-029 " 543611-1 "		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22	22	
	201-036 " 543602-3 "		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22	22	
	201-038 " 543611-2 "		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22	22	
	(計 9地点)															242	6
概 井	202-011 敷賀市 533630-1 5, 11		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	110	18	
	202-012 " 533630-2 "		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	11	6	
	202-013 " 533630-3 "		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	6	
	202-014 " 533630-4 "		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	6	
	(計 4地点)															99	6
概 調	203-965 武生市 533661-1 5, 11		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	33	33	
	203-011 " 533661-3 "		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	6	
	203-942 " 533661-3 "		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	6	
	(計 3地点)															88	12
概 現	204-006 小浜市 533515-4 5, 11		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	33	6	
	204-007 " 533516-3 "		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	6	
	204-008 " 533526-1 "		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	6	
	(計 2地点)															55	12
概 現	205-007 大野市 533673-4 5, 11		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22	6	
	205-008 " 533674-3 "		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22	6	
	(計 2地点)															55	12
概 現	206-007 勝山市 533603-4 5, 11		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22	6	
	206-008 " 533604-1 "		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22	6	
	206-009 " 533604-3 "		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	6	
	(計 3地点)															77	12

調査担当機関	調査地點	調査項目												監視項目		環境基準項目		要監視項目		
		環境基準						規制項目						物理量		生物量				
		全カドミウム	六水銀	鉛アントラジン	鉛マグネシウム	水素化鉄	水素化炭素	硫酸												
概況	横井戸番号所在地域	533671-1	5, 11	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	
	207-911 銚江市	533671-1	5, 11	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	
	207-013 "	533671-4	"	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	
	207-015 "	533671-2	"	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2
	207-016 "	533671-3	"	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2
	(計 4地点)																	110		
	302-003 美山町	543602-2	5, 11														1 1 1 1 1 1	22	6	
	(計 1地点)																	22	6	
	321-002 松岡町	543612-1	5, 11															33	33	
	(計 1地点)																	33	33	
	322-002 永平寺町	543612-2	5, 11															22	6	
	(計 1地点)																	22	6	
	323-002 上志比村	543603-3	5, 11															1 1 1 1 1 1	22	6
	(計 1地点)																	22	6	
	342-002 和泉村	533665-3	5, 11															22	6	
	(計 1地点)																	22	6	
	# 361-003 三国町	543621-1	5, 11															33	33	
	361-004 "	543621-3	"															22	6	
	(計 2地点)																	55		
	362-002 声原町	543621-3	5, 11															33	33	
	362-006 "	543631-2	"															22	6	
	(計 2地点)																	55		
	363-004 金津町	543622-3	5, 11															66	12	
	(計 1地点)																	66	12	
	364-004 丸岡町	543612-3	5, 11															22	6	
	364-005 "	543622-1	"															22	6	
	(計 2地点)																	33	6	
	365-003 春江町	543611-3	5, 11															22	6	
	(計 1地点)																	22	6	
	366-002 坂井町	543611-4	5, 11															22	6	
	366-006 "	543611-4	"															33	6	
	381-004 今立町	533672-1	5, 11															55	6	
	(計 1地点)																	22	6	



## 12 定期モニタリング調査

調査担当機関名	調査点地番号	所在地	月	調査基準項目		項目		要監視項目		環境基準項目		合計
				調査	監査	根目	項	要	監	根目	要監視項目	
定期モニタリ	202-921	数寄市	533630-4	5, 11	2							2
	202-922	"	"	"	2							2
定期モニタリ	(計 2地点)											4
	203-911	武生市	533671-1	5, 11		2	2	2	2	2	2	8
	203-912	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-914	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-915	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-917	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-921	"	533661-3	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-922	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-923	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-924	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
定期モニタリ	203-941	"	533661-3	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-942	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-943	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-944	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-945	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-962	"	533661-1	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-964	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-965	"	"	"		2	2	2	2	2	2	22
	203-966	"	"	"		2	2	2	2	2	2	22
	203-967	"	"	"		2	2	2	2	2	2	22
定期調査	203-969	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	203-96A	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	(計 21地点)											236
	205-911	大野市	533673-4	5, 11		2	2	2	2	2	2	8
	205-912	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
定期調査	205-913	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	205-916	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	205-917	"	"	"		2	2	2	2	2	2	8
	(計 5地点)											40

調査担当機関	調査地點	調査月	環境基準調査項目		要監視項目		環境基準項目		要監視項目	
			井戸番号	所在地	メッシュコード	1	2	3	4	5
福岡市	206-911	勝山市	542603-4	5, 11		2	2	2	2	2
	206-912	"	"	"		2	2	2	2	2
	206-913	"	"	"		2	2	2	2	2
	206-914	"	"	"		2	2	2	2	2
	206-915	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-911	福江市	533671-1	5, 11	(概況調査の中で環境基準項目22項目を調査する。)					
	207-912	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-913	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-915	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-921	"	533671-4	"	2	2	2	2	2	2
	207-931	"	533671-1	"		2	2	2	2	2
	207-932	"	533671-3	"		2	2	2	2	2
	207-933	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-934	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-937	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-941	"	533671-2	"		2	2	2	2	2
	207-942	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-943	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-944	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-945	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-951	"	533671-2	"		2	2	2	2	2
	207-952	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-961	"	533671-3	"		2	2	2	2	2
	207-962	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-963	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-964	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-965	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-966	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-968	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-969	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-96A	"	"	"		2	2	2	2	2
	207-96B	"	"	"		2	2	2	2	2

調査担当機関名	調査地點	調査基準		一査		要監視項目		監視項目		環境基準項目		環境基準項目		要監視項目		監視項目		環境基準項目		要監視項目	
		月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年
定期福モニタリング	井戸番号	所在地	メッシュコード																		
207-96C	鶴江市	533671-3	5, 11																		
207-96D	"	"	"																		
207-96E	"	"	"																		
207-96F	"	"	"																		
207-96G	"	"	"																		
207-96H	"	"	"																		
207-971	"	533672-1	"																		
207-981	"	533671-1	"																		
207-982	"	"	"																		
207-9A1	"	533672-1	"																		
207-9A2	"	"	"																		
207-9A3	"	"	"																		
207-9B1	"	533671-2	"																		
(計 40地点)																				672	72
タケリエンク	上志比村	543603-3	5, 11																	8	2
323-911	"	"	"																	8	2
323-914	"	"	"																	8	2
323-915	"	"	"																	8	2
323-917	"	"	"																	8	2
323-918	"	"	"																	8	2
(計 5地点)																				40	10
三國町	543621-3	5, 11																		22	2
361-911	"	"	"																	22	2
361-912	"	"	"																	22	2
(計 2地点)																				44	4
南条町	533651-4	5, 11																		22	2
401-911	"	"	"																	22	2
(計 1地点)																				22	2
三方町	533627-3	5, 11																		2	2
441-911	"	"	"																	2	2
441-912	"	"	"																	2	2
441-913	"	"	"																	2	2
(計 3地点)																				6	6
高浜町	533614-3	5, 11																		1	1
(計 1地点)																				1175	146
(総計 85地点)																					

(調査調査のうち環境基準項目22項目を調査する。)

### 13 定点監視調査

調査担当機関名	調査地點		調査月	環境基準調査		調査項目		監視項目		要監視項目		
	井戸番号	所在地		メッシュコード	総合水質	六種鉛	金属性	アシダ	クロロビザミド	イソブロタロニル	フロロベンゾカルボン酸	アントラヘキサメチル
201-K01	福井市	543601-2	5, 11	2	2	2	2	2	2	2	2	2
365-K01	春江町	543611-4	"	2	2	2	2	2	2	2	2	2
(計 2地点)				4	4	4	4	4	4	4	4	4
												88
												72

### 14 別表3 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg/l)	測定方法
環境基準	カドミウム	0.001	日本工業規格K0102(以下「規格」)55.2、55.3若しくは55.4に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」)付表1に掲げる方法
	全シアン	0.1	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.005	規格54.2、54.3若しくは54.4に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
	六価クロム	0.04	規格65.2に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
	砒素	0.005	規格61.2に定める方法又は告示付表2に掲げる方法
	総水銀	0.0005	告示付表3に掲げる方法
	Pb	0.0005	告示付表5に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
項目	1,1-ジクロロエチレン	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	同上
	トリクロロエチレン	0.002	同上
監視項目	テトラクロロエチレン	0.0005	同上
	1,3-ジクロロプロパン	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.0006	告示付表6に掲げる方法
	シマジン	0.0003	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	同上
	ベニゼン	0.001	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.002	規格67.2に定める方法又は告示付表2に掲げる方法
	クロロホルム	0.006	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号(以下「通知」))付表1の第1、第2又は第3に掲げる方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	同上
項目	p-ジクロロベンゼン	0.03	同上
	イソキサチオノン	0.0008	通知付表2の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	同上
	フェニトロチオノン	0.0003	同上
	イソプロチオラン	0.004	同上
	オキシン銅	0.004	通知付表3に掲げる方法
	クロロタロニル	0.004	通知付表2の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	同上
	EPA	0.0006	同上
	ジクロルボス	0.001	同上
項目	フエノブカルブ	0.002	同上
	イプロベンホス	0.0008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	同上
	トルエン	0.06	通知付表1の第1、第2又は第3に掲げる方法
	キシレン	0.04	同上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	通知付表4の第1又は第2に掲げる方法
	ほうう素	0.02	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は通知付表5に掲げる方法
	フツケル	0.1	規格34.1に定める方法又は通知付表6に掲げる方法
	モリブデン	0.005	規格59.3に定める方法又は通知付表5若しくは付表7に掲げる方法
	アンチモン	0.01	規格68.2に定める方法又は通知付表5若しくは付表7に掲げる方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.001	規格62.2に定める方法又は通知付表8に掲げる方法
		0.01	規格43に定める方法

区分	項目	報告下限値 (mg/l)	測定方法
解析項目	pH	—	規格12.1に定める方法
	電気伝導度	1(µS/cm)	規格13に定める方法
	Mアルカリ度	0.5	日本工業規格K0101の13.1に定める方法
	塩素イオン	0.5	規格35.3に定める方法又は自動分析(チオアン酸第2水銀法)
	硫酸イオン	0.5	規格41.3に定める方法
	硝酸イオン	0.1	規格43.2.3に定める方法
	ナトリウムイオン	0.1	規格48.1に定める方法
	カリウムイオン	0.1	規格49.1に定める方法
	カルシウムイオン	0.1	規格50.2に定める方法
	マグネシウムイオン	0.02	規格51.2に定める方法

注：硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算計数0.2259を、また、亜硝酸性窒素の濃度は亜硝酸イオンの濃度に換算計数0.3045を、それぞれ乗じて求める。

15 別表4 地下水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)											
調査区分											
市町村名											
地区名											
井戸番号											
井戸	井戸の深度(m)										
戸諸の元用	浅井戸深井戸の別途										
採水年月日		.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
採水時刻		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
水温(℃)											
環境基準項目	カドミウム(mg/l)										
	全シアン(mg/l)										
	鉛(mg/l)										
	六価クロム(mg/l)										
	砒素(mg/l)										
	総水銀(mg/l)										
	アルキル水銀(mg/l)										
	PCB(mg/l)										
	ジクロロメタン(mg/l)										
	四塩化炭素(mg/l)										
標準項目	1,2-ジクロロエタン(mg/l)										
	1,1-ジクロロエチレン(mg/l)										
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)										
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)										
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)										
	トリクロロエチレン(mg/l)										
	テトラクロロエチレン(mg/l)										
	1,3-ジクロロプロパン(mg/l)										
	チウラム(mg/l)										
	シマジン(mg/l)										
監視項目	チオベンカルブ(mg/l)										
	ベンゼン(mg/l)										
	セレン(mg/l)										
	クロロホルム(mg/l)										
	トランス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)										
	1,2-ジクロロプロパン(mg/l)										
	P-ジクロロベンゼン(mg/l)										
	イソキサチオノン(mg/l)										
	ダイアジノン(mg/l)										
	フェニトロチオノン(mg/l)										
目次項目	イソプロチオラン(mg/l)										
	オキシン銅(mg/l)										
	クロロタロニル(mg/l)										
	プロピザミド(mg/l)										
	EPN(mg/l)										
	ジクロルボス(mg/l)										
	フェノブカルブ(mg/l)										
	イプロベンホス(mg/l)										
	クロルニトロフェン(mg/l)										
	トルエン(mg/l)										
解析項目	キシレン(mg/l)										
	フタル酸ジエチルヘキシル(mg/l)										
	ほうう素(mg/l)										
	フツ素(mg/l)										
	ニッケル(mg/l)										
	モリブデン(mg/l)										
	アンチモン(mg/l)										
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/l)										
	H										
	pH										
項目	電気伝導度(µS/cm)										
	M-アルカリ度(mg/l)										
	塩素イオン(mg/l)										
	硫酸イオン(mg/l)										
	硝酸イオン(mg/l)										
	ナトリウムイオン(mg/l)										
	カリウムイオン(mg/l)										
	カルシウムイオン(mg/l)										
	マグネシウムイオン(mg/l)										